

## 平成23年度 松戸市水道事業会計予算

## (総則)

第1条 平成23年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水戸数	38,650 戸
(2) 年間総給水量	8,120,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	22,186 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	869,245 千円

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,511,507 千円
第1項 営業収益	1,438,355 千円
第2項 営業外収益	73,151 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,473,090 千円
第1項 営業費用	1,364,661 千円
第2項 営業外費用	94,763 千円
第3項 特別損失	3,666 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 552,806千円は、過年度分損益勘定留保資金 391,315千円、減債積立金 124,487千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,004千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	448,478 千円
第1項 企 業 債	350,000 千円
第2項 出 資 金	82,400 千円
第3項 負 担 金	16,078 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,001,284 千円
第1項 建 設 改 良 費	871,797 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	124,487 千円
第3項 予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
松戸市上下水道料金 徴収等業務委託	平成23年度から 平成28年度まで	550,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業 (老朽管更新)	350,000千円	証書借入 又は 証券発行	6.5%以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 227,679 千円 |
| (2) 交際費   | 100 千円     |

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、21,011千円と定める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健次